判例研究

〔商法　三五五〕　自動車保険における分割保険料の履行遅滞と保険者の責任

（東京地裁平成元年一月一七日民事二七部判決　昭和六二年（ワ）九六五八号、一部認容（控訴）　判例時報一三〇四号一三五頁、金融商事判例八一九号二八頁）

〔判示事項〕

自動車保険約款の保険料分割払特約により分割保険料の履行遅滞のために保険金支払債務の免責の効果が生じた場合、その後に生じた事故については、保険者は、後に遅滞に係る分割保険料の支払を受けたとしても、保険金支払義務を負うことはない。

〔参照条文〕

商法六二九条

〔事　実〕

被告Y_1は、昭和五九年八月一一日に、普通乗用自動車を運転中、安全確認を怠って交差点に進入し、原告Xの運転する原動機付自転車と衝突してXに傷害をあたえ、Xに対する損害賠償責任を負担した。Y_1は、被告Y_2保険会社との間で自家用自動車保険普通保険約款（以下「本件約款」という。）に基づく保険契約（以下「本件契約」という。）を締結していたが、本件約款第一章賠償責任条項六条では、対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生し、同責任の額について被保険者と損害賠償請求権者との間で判決が確定したときは、保険者であるY_2会社が被保険者に対して填補責任を負う限度において、被害者がY_2会社に対して直接に損害賠償額の支払を請求することができる旨定められているので、Xはこの約定にもとづきY_2保険会社に対して損害賠償金の支払を請求した。

ところで、本件契約においては、保険料は一〇回に分割して支払う旨の保険料分割払特約が附されており、本件約款特約条項16保険料分割払特約五条には「分割保険料を払い込むべき払込期日後一か月を経過した後も、その払込みを怠ったときは、その払込期日後に生じた事故については保険金を支払わない」旨の規定が、また同六条には「払込期日後一か月を経過した後

も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合には、保険契約を解除することができる」旨の規定がなされているが、Y_1は、昭和五九年四月二六日および同年五月二六日に各支払期日が到来する第六回および第七回分の分割保険料について未払のままになっていた。その後、Y_2会社代理店の担当者が昭和五九年七月七日に右第六回および第七回分の分割保険料をY_1の母親から受け取ったが、同年六月二六日に支払期日が到来していた第八回分以降の分割保険料の支払はなされないままに経過し、同年九月を迎えた（その間、八月一一日に本件事故は発生している）。

同年九月になって、Y_2会社代理店の担当者は、同年一〇月で更新時期を迎えるY_1の保険契約について、残額の支払があれば更新後の保険料が一〇パーセント割引になる旨をY_1の母親に告げ、保険契約の継続の意思を確認した上で保険料残額の支払を受けた。なお、右の時点では、Y_2会社代理店の担当者は、本件事故が発生していたという事実を知らなかった。

XのY_2会社に対する損害賠償金の支払請求に対して、Y_2会社は、「Y_1は、第八回分の分割保険料の払込期日である昭和五九年六月二六日にはもとより、右期日後一か月を経過した後も分割保険料を支払わなかったものであり、本件事故はY_1が右のように第八回分の分割保険料の支払を怠っている間の昭和五九年八月一一日に生じたものであるから、Y_2会社は、Y_1が本件事故により負った損害賠償責任について、〔本件約款特約条項16分割払特約五条により〕保険金支払義務を負うものではない。」と抗弁した。

これに対して、Xは、右第八回分の分割保険料については、昭和五九年七月七日から一週間以内に、Y_1とY_2会社代理店との間において、取立債務とする旨の合意が成立したか、集金するまでは支払期限を猶予する旨の合意が成立したものというべき事実関係があり、「Y_1は、右合意成立後、第八回分の分割保険料の支払をなすべく準備して、Y_2会社代理店の担当者が取立てに来るのを待っていたのであるから、Y_1には右分割保険料の支払を遅滞したことについて責に帰すべき事由がない。」旨の再抗弁をした上で、さらに、Y_2会社の免責の主張は、以下のような事情に照らして、信義則に違反し許されないものと主張した。

「(一)　本件事故当時、払込期日後一か月を経過した後もなお未払となっていたのは、昭和五九年六月二六日に支払うべき第八回分の分割保険料のみであり、その金額もわずか七、〇三〇円に過ぎなかったが、その未払についてY_1は、前記のようにY_2会社代理店の担当者の言動を信頼し、同人が集金に来るのを待っていたという事情があった。

(二)　その上、Y_1は、本件事故に他車運転危険担保特約のある本件契約が適用になりうることを知らないまま、昭和五九年九月には保険料残額をY_2会社代理店の担当者に支払っているのであるが、同担当者は、右残額の集金に際し、未払期間中の免責については何ら説明をしなかった。

㈢　本来、保険約款は複雑であり、それを読み、かつ十分理解した上で保険契約を締結する者はいない。したがって、かかる事情の存する本件において、わずかばかりの保険料の未払を理由に免責を主張するのは、信義則に反するものというべきである。」

〔判　旨〕

XのY_1に対する請求は認容（ただし、七五パーセントの過失相殺）、Y_2会社に対する請求は棄却。

「Y_1とY_2会社代理店との間で昭和五九年七月七日から一週間以内に、第八回分の分割保険料について、持参債務から取立債務に変更する旨の合意ないし集金するまで支払期限を猶予する旨の合意が明示的に成立したとの事実は、本件全証拠をもってしても認めるに足りないし、また、第六回分及び第七回分の分割保険料の支払が、Y_1の取引銀行の預金口座の残高が不足し、本件契約において約された本件口座振替方法によってすることが不可能となったため、代理店の担当者はY_1宅に赴いて右分割保険料を集金したものであり、この集金は、顧客に対するサービスの域を超えるものではなく、右各合意が黙示的に成立したものと推認すべき事情ともいえない。」したがって、「昭和五九年六月二六日の経過とともにY_1の第八回分の分割保険料支払債務は遅滞に陥ったものであり、この遅滞はY_1の責に帰すべき事由によるものというべきであ」って、本件約款保険料分割払特約第五条および第六条の規定による「免責の効果と解除権の発生の効果とが生じたものというべきである。」

「右のように免責の効果等が発生した後において、Y_2会社代理店の担当者はY_1に対し、第八回分の分割保険料の支払を求め、その支払を昭和五九年九月一二日に受けている」が、「本件特約第五条の規定は、同一の危険のもとにある保険契約者の被る損害を相互的に填補することを目的とする保険制度がその機能を果たしうるためには、保険料が現実に払い込まれて保険団体資金が形成されることが必要不可欠であることから、保険料の払込みがあるまでは保険者は危険負担をしないことを基本としつつも、保険料について分割払の方法がとられた場合における保険契約者又は被保険者の利益をも考慮し、第二回目以降の分割保険料の支払債務が保険契約者の責に帰すべき事由によって履行遅滞となったときにおいても、前示のような取扱を可能とする等のために当該保険契約が直ちに失効するものとせず、また、当該分割保険料の払込期日から一か月以内の期間に限って、この期間中に生じた保険事故については、この期間中に右分割保険料が支払われる限り、この支払が右事故の前にされたときはもとよりその後にされたときにおいても、保険者は右事故について保険金の支払義務を負うとの例外を定めたものであるが、この例外以外の場合については右基本によることを定めたものと解するのが相当である。したがって、第二回目以降の分割保険料の支払債務が、保険契約者の責に帰すべき事由により、その払込期日後一か月を経過し、右規定に基づく保険者の免責の

効果が生じた場合には、右払込期日後に生じた事故については、その後に右分割保険料が支払われたとしても、当初に遡って遅滞にならなかったものとして免責の効果が排除され、保険者が保険金の支払義務を負うに至るものと解することはできない。」

「Y_2会社代理店の担当者は本件事故が既に発生したことを知らずに未払保険料を受領したものであると認められるのであり、したがって、同担当者が、本件事故を知っていながら、Y_1に対し、本件事故については本件契約に基づく保険金の支払がされないことを説明しなかったなどとはいえないから、いまだY_2会社の主張を信義則に反するものということはできない。」

なお、Y_1に対する請求についての判旨は省略する。

〔研　究〕

結論的には判決に賛成であるが、検討を要すべき微妙な問題が遺るもののように思われる。

一　本件で問題になっている保険料分割払特約五条は、約款の表題として「(分割保険料不払の場合の免責)」と定められているが、これはいわゆる「免責条項」すなわち危険負担が給付されている状況の下で、危険の個別化による免責事由を定める規定とは本質的に異なるものである。

免責約款といわれるものは、そもそも保険という制度が特定種類の通常の危険を基礎として危険率を算定し、それを基にして個々の保険契約が締結されうるものであることから、その危険率算定の基礎に組み入れられていない危険による損害を填補するとすればそれは保険技術の範囲を逸脱し保険制度を破壊する、というところにその存在理由が認められるものである。したがって、そこでは、保険契約の内容として、免責事由による危険は被保険危険から除外されている。ところが、本件特約五条は、まさに保険契約の内容たる被保険危険のすべてにつき保険金を支払わない旨、つまり、契約上の危険負担の給付を停止する旨を定めるものである。

いわゆる「危険の個別化」としての免責条項ではなくて、契約の成立後も保険者が危険負担の給付を行わない旨を定める約款条項に、火災保険普通保険約款二条三項(旧二条二項)などのようないわゆる「責任開始条項」がある(拙稿「火災保険普通保険約款二条二項について」保険契約の法理三頁以下、特に三〇頁以下参照)。しかし、本件特約五条はこれらの約款条項とも異質のものである。というのは、右のいわゆる「責任開始条項」の機能が結局保険期間の始期を保険料(あるいは第一回保険料)の払込にかからしめるものであるのに対して、本件特約五条はそのような機能を有しえないものだからである。すなわち、保険料分割払の特約は決して保険期間を細分するものではなくて、一つの保険期間に対応する保険料を便宜上数回に分けて支払うことを技術的に合意しただけのものであり、したがって、払込期日ごとにあらたな保険期間が開始するというわけではない。保険料分割払のもとにおいても、当該契約上の保険期間は、第一回保険料の払込のときから、継続的に進行している

のである。

結局、本件特約五条は、債務不履行の効果に関する特約と解すべきことになる（拙稿「自動車保険における分割保険料の払込懈怠と保険者の保険金支払義務〔判批〕」判例評論四一四号二三二頁）。そして、この場合には、債務不履行の効果として危険負担給付の停止を特約しうる根拠は何か、という点が問題になる。

二　火災保険普通保険約款二条三項のようないわゆる「責任開始条項」の根拠は、双務契約の一般的な効果である同時履行の抗弁権（民法五三三条）である（拙稿・前掲保険契約の法理三頁以下）。すなわち、いわゆる「責任開始条項」は、保険契約の特殊性に基づく、保険者の同時履行抗弁権行使の方法であって、その効果の内容は一般法的効果そのものである。

これに対して、本件特約五条が債務不履行の効果を定めるものであるとすれば、債務不履行の一般法的効果は契約解除権および損害賠償請求権の発生であるから（民法四一五条・五四一条）、危険負担給付の停止という効果はこれと異なるものである。債務不履行のほんらいの効果としては、本件特約六条の定めている契約解除権がこれにあたるものというべきであって、本件特約五条の効果は一般法的効果に対しては変則的なものといわなければならない。このような変則的効果を定める約款の妥当性の根拠は、結局、保険料分割払制度のもとにおける保険契約者の利益と、保険契約の特殊性とにもとめられるべきことになる。

分割保険料の債務不履行に基づく保険者の契約解除権を定める本件特約六条は、払込期日後一か月間の猶予期間を定めている。この点につき本判決は、「保険契約者にとっては、保険料未払により保険契約を失効させるよりも、未払保険料を支払って保険契約を存続させたほうが、存続後の事故に対して保険の適用があること、又は、保険料の無事故割引の適用を引き続き受けることが可能であること等の利益を享受することができる場合が多いため、未払保険料を支払い、保険契約を存続させる取扱がなされている」ものと認めている。すなわち、保険契約者の利益のために、約款上、契約の効力を存続させうる可能性を一か月間認めているものと解するわけである。

この場合に問題となるのは、この一か月の猶予期間中、保険契約の効力を存続させるか否かの選択が、もっぱら保険契約者の分割保険料の払込の意思の一点にかかっていることである。これは、その期間中に保険事故が発生した場合、実際上いわゆるアフ・ロス（事故後）契約の締結と同様のモラル・リスクに結びつく。本件特約五条による危険負担給付の停止はこのようなモラル・リスクを排除するためのものであり、射倖契約たる保険契約に対する特別の公序則がこの場合の妥当性の根拠となるものと解される。

三　本件原告は、保険会社の本件特約五条の援用につき信義則違反を主張しているが、その述べるところを見ると、本件特約

六条が必ずしも保険契約者の利益のみではなくて、保険会社の経営上の利益をも目的とするものであると主張するもののようである。しかしながら、いずれにしても猶予期間中にアフ・ロスのモラル・リスクがあるものと解するかぎり、保険会社の本件特約五条の援用が信義則違反にあたるということはありえない。

むしろ問題になるのは、理論的に、分割保険料が未払の間は、その期間をカバーすべき保険料の払込がないことになるのか、という点である。というのは、いわゆる保険料不可分の原則からすれば、一保険料期間の保険料はその全額が一体として全期間をカバーすべきものであって、保険料の分割払が約されている場合であっても、一回分の分割保険料がカバーすべき期間という観念は成り立たないものだからである。したがって、本件のように結局は保険料の全額が支払われ、契約の効力が継続したときには、あらためて本件特約五条の理論的な妥当性が検討されるべきことになろう。

ただ、特に自動車保険において保険料の分割払の実務が今日定着しており、実際にアフ・ロスのモラル・リスクがある以上、技術的な実務処理として本件特約五条・六条の効力を認めざるをえない。

倉澤康一郎

〔最高裁民訴事例研究 三二一〕

平六・4（最高民集四八巻四号一〇六五頁）

一　総有権確認請求訴訟における入会団体の原告適格

二　権利能力のない社団である入会団体の代表者が、総有権確認請求訴訟を原告たる入会団体の代表者として追行するための要件

三　権利能力のない社団である入会団体の代表者でない構成員が、総有不動産についての登記手続請求訴訟の原告適格を有する場合

所有権確認等請求事件（平成六年五月三一日第三小法廷判決）

本件の事案の概要は、次の通りである。

A部落の部落有財産管理組合であるX_1は、本件土地がA部落民の入